

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

記入例②

収入見込で要件を満たさない場合
所得による申請(裏面まで記入)

○「生活困窮者緊急生活支援金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度 市民税 課税状況	障害者控除 等の適用	収入の減少 のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額
					給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
オオツキ タロウ 大月 太郎	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 所得割非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年6月	収入合計額 A+B+C=【D】 150,000 円	150,000 円	150,000 円	1,800,000 円	1,703,999 円
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 所得割非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】				
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 所得割非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】				
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 所得割非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】				
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 所得割非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】				

記載例② (所得で申請)

下の「早見表」から、左欄の者が扶養する者の数(①欄)の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(裏面を記入)

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「市民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、市民税所得割非課税相当の収入であった令和4年1月から9月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、市民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から9月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,703,999円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2,215,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,715,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3,215,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ ⑥年間収入見込額が⑦非課税相当限度額を上回る場合は所得による申請となります。引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入見込額	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
			給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
記載例② (所得で申請)							
1	オオツキ タロウ 大月 太郎	1,800,000 円		700,000 円		1,100,000 円	1,120,000 円
2							
3							
4							
5							

各欄に該当する控除額を記入してください。

下の「早見表」から扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

⑦欄の年間収入見込額を転記してください。

年間所得見込額(⑪欄)を計算してください。
 年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)
 ⑪の額が非課税相当収入限度額(⑫欄)の額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A × 12の額 (給与収入分) が162.5万円以下 → 55万円
- ② A × 12の額 (給与収入分) が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10万円
- ③ A × 12の額 (給与収入分) が180万円超360万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8万円
- ④ A × 12の額 (給与収入分) が360万円超660万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	112.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	147.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	182.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	217.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用